

訪問看護契約書

(介護保険)

社会医療法人 福西会
福西会訪問看護ステーション

訪問看護契約書

様(以下「利用者」とします)と福西会訪問看護ステーション(以下「事業者」とします)は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条

- 事業者は、利用者に対し介護保険法等関係法のもとに利用者が居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

(契約期間)

第2条

- この契約期間は令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日までとします。
なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動更新します。

(訪問看護の内容)

第3条

- 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書および居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。
- サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。
事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

(訪問看護記録と開示)

第4条

事業者は利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を行い、訪問看護の利用が終了した日から5年間保存し、利用者及びその家族等の求めに応じて、閲覧、または実費負担によりその写しを交付します。

(訪問看護の利用料)

第5条

- 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。
- 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 事業者は利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し、同意を得ます。
- 事業者は介護保険法等関連法の適用を受けない訪問看護サービスがある場合はあらかじめその利用料について説明し同意を得ます。

(利用料の滞納)

第6条

1. 利用者が正当な理由無く利用料を1ヶ月以上滞納した場合には事業者は督促し、なお払わない時は、連帯保証人をその代理として請求します。
2. 1の後、更に正当な理由無く利用料を1ヶ月以上滞納した場合には事業者は督促し、なお払わないときは契約を破棄します。
3. 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

(契約の終了)

第7条

1. 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。
2. 事業者は利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で契約の目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
3. その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - 利用者が死亡した場合
 - 利用者が入院・入所または転出後、3ヶ月経過した場合
 - 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
 - 事業者が正当な理由無く適切なサービスを提供しない場合
 - 事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
 - その他解約せざるを得ない状況が生じた場合
 - 利用者または利用者家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力または、セクシュアルハラスメントにより職員の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その気危害に発生または再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

(賠償責任)

第8条

1. 事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

(秘密保持)

第9条

1. 事業者は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
2. 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
3. 事業者は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

(身分証携行義務)

第10条

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やそのご家族から提示を求められた時は身分証を提示します。

(苦情対応)

第11条

1. 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業所・市または国民健康保険団体連合会に対して苦情を申し立てることができます。
2. 苦情受付は福西会訪問看護ステーション092-861-8055までお電話下さい。折り返しご連絡差し上げます。
3. 事業者は利用者またはその家族が苦情申立機関に苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(連携)

第12条

1. 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
2. 事業者は、当該契約の変更または終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員などに連絡します。

(重要事項)

第13条

1. 事業所の内容

訪問看護事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	福西会訪問看護ステーション
所在地	〒814-0171 福岡市早良区野芥1丁目2-36 (福西会病院敷地内)
連絡先	TEL (092) 861-8055 FAX (092) 861-8056
介護保険指定番号	4061190635
サービスを提供する地域	早良区、城南区、西区、中央区、南区

2. ステーションの職員体制

	資 格	勤務体制	人数
管理者	看護師	常勤	1名
看護職員	看護師	常勤	6名
	〃	非常勤	1名
	准看護師	常勤	0名
	〃	非常勤	1名

3. 営業日および営業時間

営業日	月～金曜日 9時～17時	土曜日	9時～12時
休業日	日曜日・国民の祝祭日 12月30日～1月3日		

4. 利用料金について

(利用料)

介護保険からの給付サービスを利用される場合は原則として基本料金の1割です。

下表の料金の基本となる時間はお客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間

を基準としています。(ただし、介護保険の給付範囲を越えたサービスは、全額自己負担となります)

(利用料金のお支払い方法)

前月分の請求額を自動引き落としでのお支払いをお願いしています。その際は別途用紙へのご記入をお願いします。

また、希望された方には集金も行っています。毎月10日までに訪問時に集金いたします。お手数ですが20日頃までに現金にてお支払い下さいます様お願い致します。

振込みでの入金を希望される方は下記の振込先をご利用ください。但し手数料が必要となります。お振込み確認後領収書を郵送いたします。

西日本シティ銀行 野芥支店 普通口座 3013080 社会医療法人 福西会
--

訪問看護（介護保険）利用料金表

基本料金（訪問1回につき）						
要介護の方	訪問看護費	介護報酬	1割負担	2割負担	3割負担	
	20分未満	314 単位	335 円	628 円	670 円	
	30分未満	471 単位	503 円	942 円	1,006 円	
	30分以上60分未満	823 単位	880 円	1,646 円	1,760 円	
	60分以上90分未満	1,128 単位	1,206 円	2,256 円	2,412 円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合					
	20分	294 単位	314 円	588 円	628 円	
	40分	588 単位	629 円	1,176 円	1,258 円	
60分	882 単位	943 円	1,764 円	1,886 円		
要支援の方	介護予防訪問看護費	介護報酬	1割負担	2割負担	3割負担	
	20分未満	303 単位	324 円	606 円	648 円	
	30分未満	451 単位	482 円	902 円	964 円	
	30分以上60分未満	794 単位	849 円	1,588 円	1,698 円	
	60分以上90分未満	1090 単位	1166 円	2,180 円	2,332 円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合					
	20分	284 単位	303 円	606 円	909 円	
	40分	568 単位	607 円	1,214 円	1,821 円	
60分	852 単位	911 円	1,822 円	2,733 円		

早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）25%割増 深夜（22時～翌6時）50%割増 准看護師の場合は上記料金の9割とする

理学療法士等が1日2回（40分）を超え訪問する場合は上記料金の9割とする

加算項目	内容	介護報酬	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名加算1	(30分未満) 同時に複数の看護師等が訪問看護を行なった場合	254 単位	271 円	542 円	813 円	
		(30分以上)	402 単位	430 円	860 円	1,290 円
複数名加算2	(30分未満) 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	201 単位	215 円	430 円	645 円	
		(30分以上)	317 単位	339 円	678 円	1,017 円
長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問看護を行った場合	300 単位	321 円	642 円	963 円	
緊急時訪問看護加算 (月の初回時に加算)	利用者などの同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う場合	600 単位	642 円	1,284 円	1,926 円	
特別管理加算Ⅰ (月の初回訪問時に加算)	在宅悪性腫瘍患者指導管理料等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	500 単位	535 円	1,070 円	1,605 円	
特別管理加算Ⅱ (月の初回訪問時に加算)	在宅酸素療法指導管理料等を受け手いる状態や真皮を超える褥瘡の状態などの利用者に対する加算	250 単位	267 円	534 円	801 円	
初回加算Ⅰ	新規の訪問看護計画を作成した利用者に初回の訪問看護を退所日・退院日に行った月の加算	350 単位	374 円	748 円	1,122 円	
初回加算Ⅱ	新規の訪問看護計画を作成した利用者に初回の訪問看護を行った月の加算	300 単位	321 円	642 円	963 円	
退院時共同指導加算	入院、入所中に共同で指導を行った場合	600 単位	642 円	1,284 円	1,284 円	
看護体制強化加算	Ⅰ 緊急加算・特別管理加算・ターミナルケア件数条件を満たしたときに事業所に対しての加算	550 単位	588 円	1,176 円	1,764 円	
		Ⅱ	200 単位	214 円	428 円	642 円
		要支援	100 単位	107 円	214 円	321 円
ターミナルケア加算	ターミナルケアを実施した場合	2,500 単位	2,675 円	5,350 円	8,025 円	

5. 事業所の基本方針とサービス内容について

- (1) 訪問看護は看護師等（看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）がご利用者の自宅において可能な限りその方の有する能力に応じて少しでも自立した日常生活が営まれるよう、療養上のお世話や診療の補助を行います。
- (2) 事業者はご利用者の意思を尊重し、心身の状況、療養環境に応じて、主治医の指示とケアプランをもとに訪問看護計画を立て看護サービスを行います。
- (3) 具体的なサービス内容

- ・ 病状観察

- ・ 清潔の援助
(入浴介助、清拭、洗髪、部分浴、更衣、オムツ交換、口腔ケア等)

- ・ 褥創（床ずれ）の予防、手当て

- ・ 排泄の援助

- ・ 医療器具、カテーテルなどの管理

- ・ リハビリテーション

- ・ ターミナルケア（終末期の看護） ・ ご遺体のお世話

- ・ ご家族への介護相談、介護指導、健康相談など

- ・ その他、主治医からの指示によるもの（点滴、静脈注射など）

6. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、適切な処置を行うと共にご家族、主治医や救急隊、介護支援専門員等へ連絡いたします。

7. 事故発生時の対応方法

病状や容態に変化があった場合は、状況に応じ訪問します。また、主治医や救急隊、介護保険をお持ちの方は居宅介護支援事業所へ連絡いたします。

8. 賠償責任について

訪問看護の提供に伴い、利用者又は生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

保険会社：東京海上日動火災保険（株）種類：訪問看護事業所賠償責任保険

9. サービス内容に関する苦情

①【ご利用者様の相談・苦情担当】

*当ステーションのサービスに関するご相談・苦情について承ります。

事業所名： 福西会訪問看護ステーション

住所： 福岡市早良区野芥1丁目2-36

電話番号： 092-861-8055 FAX番号 092-861-8056

管理者： 船津 美奈子

②その他、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡市内窓口：各保健福祉センター 福祉・介護保険課

早良区：092-833-4355

城南区：092-833-4105

西区：092-895-7066

中央区：092-718-1102

南区：092-559-5125

市外：各市町村窓口

国民健康保険団体連合会：092-642-7859

10. キャンセルについて

ご利用者様がなんらかの理由でサービスの利用を中止される際にはお手数ですが早めに下記までご連絡ください。また、ご利用者様の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合もご連絡下さい。

11. 訪問看護の終了について

次のいずれかの事由に該当する場合は訪問看護を終了します。

- 利用者が死亡した場合
- 利用者が入院・入所または転出後、3ヶ月経過した場合
- 利用者の病状の改善により、訪問看護の必要なくなった場合
- 利用者または利用者家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力または、セクシュアルハラスメントにより職員の心身に危害が生じ、または生ずるおそれのある場合であって、その危害に発生または再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

事業所は、計画を解除する場合には、主治の医師、居宅介護支援事業所及び保険者である市町村に連絡を行い適当な他の指定訪問看護事業所等を紹介する等の必要な措置を講じる。

12. 守秘義務について

事業者は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ります。

事業者は、他職種と連携をとる上で必要な情報を提供する場合は、事前に同意を得ます。

事業者は、退職後も在職中に知り得た利用者の秘密を守る事を義務とします。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者： 管理者 船津 美奈子

(2) 成年後見制度利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止の研修を実施しています。

(4) サービス提供中に事業所従業者又は養護者（家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村へ通報します。

14. 災害発生時の対応

1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

15. ハラスメント対策について

ご利用者様の信頼関係のもとに、安全安心な環境の質の高いケアを提供して参ります。

サービス利用時におけるご利用者様のハラスメント等の著しい迷惑行為発生した場合は行政や地域包括支援センター等関係機関に状況を共有し解決を図ります。状況が改善しない場合は、サービス提供を致しかねることもありますことをご了承ください。事業所と致しましても、ハラスメントに関する研修の実施や状況の把握、未然防止への点検などの取り組み、相談報告の体制を整えて参ります。

16. 感染症予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように措置を講じるよう努めます

1) 事業所に置ける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的（おおむね6か月に1回以上）に開催しその結果は従業員に周知徹底します。

2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します

3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

17. その他

(1) 訪問時に使用した介護用品及び、物品は自費となります。

死後の処置料（10,000円）は全額自己負担となっております。

(2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、金銭管理、貸借等の取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。また看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはお断りさせていただきます。

(3) サービス利用に関する留意事項

利用者様及び利用者様の家族等の禁止行為

・職員に対する精神的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例) ものを投げつける/蹴る/唾を吐くなど

・職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

- 例) 大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する
・職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)
例) 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

(個人情報保護の利用目的)

第14条

福西会訪問看護ステーションは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定し、あらかじめ利用者本人(病状によりその判断ができない場合等は、そのご家族)の同意を得て必要な範囲内での個人情報を取り扱います。

【利用者への訪問看護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1) 当事業所内部での個人情報利用目的
 - ①当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービス全般
 - ②医療保険及び介護保険事務
 - ③訪問看護サービスの利用にかかる管理運営業務のうち次のもの
 - ・開始・中止等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の医療サービスの向上
- 2) 他の医療・保険・福祉機関への情報提供を伴う個人情報利用目的
 - ①当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービスのうち
 - ・利用者に関わる他の医療・保健・福祉機関との連携、照会への回答
 - ・利用者の診療等にあたり、医師の指示を受ける場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ②保険事務での個人情報利用目的
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③損害賠償責任保険等による保険会社等への相談又は届出等

【上記以外での利用目的】

- 1) 当事業所内部での訪問看護サービス利用に関わる利用目的
 - ①当事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・訪問看護サービスや業務の維持・改善の基礎材料
 - ・当事業所等において行われる学生等の実習への協力
 - ・学会等への利用
- 2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ①当事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

【個人情報の利用及び第三者への提供について】

当事業所では、ご利用者及びそのご家族からご提供いただいた個人情報に関し、上記の利用目的の範囲を超えて当該個人情報を利用することはありません。又、ご利用者及びそのご家族からご提供いただいた個人情報を「本人の同意がある場合」や「法令等で要求された場合」を除き、第三者に開示、提供することはありません。

【個人情報の保護と管理及びその問合せ】

ご利用者からご提供いただいた個人情報については、不正アクセス、紛失、漏洩等を防止するために適切な安全対策を講じています。

個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求ならびにその取り扱いに関しては管理者までご連絡ください。

○原則として、利用者本人又はその主介護者以外の方からの、電話での問合せには応じられません。契約の時点で電話問合せ範囲等を確認させていただきますのでご了承ください。電話での問合せに関しましては、契約範囲内の方であることを、生年月日等で確認させていただく場合があります。

(契約外条項)

第15条

1. 利用者および事業者は信義誠実をもって本契約を履行します。
2. 本契約に規程のない事項については、介護保険法等関連法の規定を尊重し、利用者および事業者の協議に基づき定めます。
3. 上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約年月日 令和 年 月 日

事業者は、上記のとおり重要事項、個人情報について説明しました。

事業者 社会医療法人福西会 福西会訪問看護ステーション
指定都道府県 福岡県
介護保険事業者番号 4061190635
住所 福岡市早良区野芥1丁目2-36
連絡先 (092) 861-8055

管理者氏名： 船津 美奈子 (印)

説明者 : 船津 美奈子 (印)

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となる事についても同意します。
サービスを利用するにあたり、福西会訪問看護ステーションが知り得た個人情報に関して、
上記説明を承知し、使用することに同意いたします。

緊急時訪問看護加算についての説明を受け、このサービスを受ける事に
(します) (しません)

ターミナルケア加算について説明を受け、このサービスを受ける事に
(します) (しません)

特別管理加算についての説明を受け、このサービスを受ける事に
(します) (しません)

管理体制強化加算についての説明を受け、このサービスを受ける事に
(します) (しません)

(利用者)

氏名： _____ (印)

住所： _____

(代理人)

氏名： _____ (印) <続柄>

住所： _____